

2018年8月6日

留学生連帯保証人制度利用学生 各位

一橋大学学務部国際課

留学生連帯保証人制度の取扱い終了について

一橋大学では、留学生が日本でアパート等を借りる際、自らで連帯保証人を見つけられない場合に、(財)日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償に加入することなどを条件に連帯保証人となることを引き受けてきました。

しかしながら、近年は留学生向けに提供される物件も増加し、民間の保証会社に保証料を支払うことにより容易にアパート・マンションの賃貸契約が可能な状況となってきたことや、家賃保証に加えて、多言語での住まいサポートサービスが提供されるなど外国人に対する住居支援のサービスも多様化するともに充実が図られてきています。

一方で本学の留学生数は増加が著しく、受入のための業務量の増大だけでなく、多種多様な背景を持つ学生の対応など業務の複雑化にも適切な対応が求められています。

このような背景から、留学生へのサービスの向上及び事務業務の見直しという両面から連帯保証人制度の取扱いを終了とすることとしました。

本制度の受付は本年9月末日(申し込み完了分まで)をもって終了しますが、すでに本制度により大学が連帯保証人となっているものについては、申請時点の在籍予定期限、契約更新期限のいずれか早い時点までは引き続き連帯保証人を引き受けるものとします。

なお、今回の変更に伴い、以下の点に留意のうえ手続き等に漏れないようにご注意ください。

○留学生連帯保証人制度の受付期限(新規・継続)

2018年9月末までに(財)日本国際教育支援協会の留学生住宅総合補償に加入し、入居物件に関する重要事項説明が終了しかつ大学の窓口に必要な書類が提出されたものまたは入居がすでに完了しているものとし、不備書類等のある場合は一切受け付けられません。

また、大学による保証人制度は大学が機関として保証人を引き受けていた制度ですので、引き続き大学の教員は連帯保証人になれませんので、先生個人に連帯保証人を依頼しないようくれぐれもご注意ください。

○既に留学生連帯保証人制度を利用している場合の留意事項

すでに大学を保証人とする契約の更新または転居等による新たな契約を結ぶ場合は、それぞれの仲介業者や家主さんの指示に従ってください。

また、いままでの留学生連帯保証人制度に代わるものとして、民間の信用保証会社との提携による割引制度等の提供を検討していますが、それぞれのアパートの大家さんや仲介業者により取扱いが異なりますのでご注意願います。

○民間の保証会社

大家さん、仲介業者により取り扱われる保証会社は異なりますので、それぞれの大家さん、仲介業者の指定する保証会社により契約を行ってください。

保証料や補償内容は様々ですので、十分な説明を受け、納得の上契約を行ってください。

(信用保証の概要：あくまでも目安です)

保証料

初回保証料（初年度にかかる保証委託料） 2万円～（賃料等の30%～50%）

更新料（2年目以降にかかる1年当たりの保証委託料） 1万円～

補償内容

保証会社は管理会社や大家さんに対して次のような保証をします。（保証料を払ったからといって滞納をしたり荷物を残したまま退去してよいわけではありません。）

月額滞納賃料（家賃などが滞納になった場合の保証）

残置物撤去・保管費用（退去後に残された契約者の荷物処分・保管費用）

訴訟費用

※補償内容には火災保険（借家人賠償責任保険を含むもの）と個人賠償責任保険は含まれませんので、必ず信用保証とは別に加入が義務付けられます。

○アパート等の住居サービスの情報提供

大学では、留学生向けの住居サービスとして、外国人向けの民間事業者等の情報提供を充実させることとしています。

詳しくは大学のWebサイトをご覧ください。

<http://international.hit-u.ac.jp/jp/curr/accom/apartment.html>